承継届出書

承継後の新しい代表者が届出を行ってください。

年 月 日

(あて先) 札 幌 市 長

代表者が届出を行う場合は、上段のみ記載してください。

支店長、工場長などの代理者に届出を行わせる場合は、上段に代表者、下段に代理者を記載してください。 (この場合は委任状が必要です。また押印は代理者が行ってください。)

届出者 住 所 **東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号** (代表者) 氏 名 **株式会社かんきょう 代表取締役 環境花江**

住 所 札幌市中央区北 1 条西2丁目〇番〇号 代理者 氏 名 かんきょう札幌支店 支店長 札幌みどり

 氏名
 かんきょう札幌支店
 支店長
 札幌みどり

 電話番号
 OOO-OOOO

(代理者に届出の手続きを行わせる場合は委任状を添付してく対 代表者印を使用してください。

長の大佐田」マンギャ

(会社印ではありません。)

下記の法令等の規定に基づき、届出者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

工場等の名称 株式会社さっぽろ 本社工場 ※ 整理番号 水継後 株式会社かんきょう札幌工場 ※ 受理年月日 年 月 日 工場等の所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 ※ 施設番号
承継後 株式会社かんきょう札幌工場 ※ 受理年月日 年 月 日 ※ 施設悉号
工場等の所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 ※ 施設番号
※ 備考
特定施設等の種類 ボイラー
承継の年月日 平成16年 4月 1日
大名又は 株式会社さっぽろ 被 承 名称 代表取締役社長 札幌 二郎
継者 住所 札幌市中央区北1条西2丁目
承継の原因 法人の合併のため
根拠法令等 (該当する項目の □にレ印を記入すること) 大気汚染防止法第12条第3項 (第18条の13第2項において準用する場合を含む。) 水質汚濁防止法第11条第3項 騒音規制法第11条第3項 「振動規制法第11条第3項 北海道公害防止条例第31条第3項(第46条) のみを行う場合は押印は不要です。 札幌市条例に基づくのみを行う場合は押印は不要です。 札幌市全局に基づくのみを行う場合は押印は不要です。 本場道公害防止条例第31条第3項(第46条) 第36条(第49条、第66条、第75条、第99条、第113条において準用する場合を含む。) ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3
項(第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用す

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。